

令和4年12月13日

意見募集要領

案 件 名	阪南市の都市計画に関する基本的な方針(阪南市都市計画マスタープラン)(案)に対するパブリックコメントについて
意見提出期間	令和4年12月13日(火)から令和5年1月12日(木)まで
問 合 せ 先	【所管課】都市整備課 【電 話】072-471-5678 内線:3203 【F A X】072-471-5781 【Eメール】 tosei@city.hannan.lg.jp

☐ 募集の趣旨

本市では、新たなまちづくりに向けた計画的な都市づくりを推進していくため、「阪南市の都市計画に関する基本的な方針(阪南市都市計画マスタープラン)」の改定を行います。土地利用や市街地整備、都市基盤整備、自然環境保全、景観形成、都市防災・減災のまちづくりなど、まちの整備・開発・誘導や保全に関する、より具体的な指針としての役割を果たすという観点から阪南市の都市計画に関する基本的な方針(案)を作成しましたので、皆さんのご意見を募集します。

公表資料案及び資料は、都市整備課、市民情報コーナー、尾崎・東鳥取・西鳥取の各公民館、図書館、保健センター、箱作住民センター、市民病院、総合体育館及び本市ウェブサイトでご覧いただけます。

【公表資料の名称】

阪南市の都市計画に関する基本的な方針(阪南市都市計画マスタープラン)(案)

☐ 意見の提出方法

提出方法	提 出 先
○書面提出	都市整備部都市整備課(阪南市役所分館33番窓口)
○郵便	〒599-0292(住所不要) 阪南市役所 都市整備部都市整備課 宛
○電子メール	tosei@city.hannan.lg.jp
○ファクシミリ	072-471-5781 都市整備部都市整備課 宛

☐ ご意見の書式について

- ①日本語を用い、書面提出、郵便、電子メール、ファクシミリのいずれかでご提出願います。(口頭、電話によるご意見は受け付けません。また、提出されたご意見は返却しません。)
- ②提出の際には、案件名に加え下記の事項を明示してください。
個人の場合＝住所、氏名、電話番号
団体の場合＝主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名、電話番号

☐ ご意見の活用方法

- ①いただいたご意見を考慮して計画(案)を決定します。
- ②「阪南市の都市計画に関する基本的な方針(阪南市都市計画マスタープラン)(案)」を決定したときに、提出していただいたご意見の概要とこれに対する市の考え方等を本市ホームページ等で公表します。
※住所、氏名等の個人情報公表しません。
- ③案に対する賛否の結論だけを示したご意見については、市の考え方を示さない場合があります。
※ご意見を提出された方への個別の回答は行いません。